

## 伊勢原市都市再生整備計画評価委員会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の定める社会資本整備総合交付金交付要綱（平成30年7月15日施行）に基づき、伊勢原市都市再生整備計画事業に係る事後評価の実施に当たり、第三者の意見を求めるため設置する伊勢原市都市再生整備計画評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、伊勢原市都市再生整備計画実施地区ごとに、必要な時期に設置するものとし、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事後評価手続等に係る審議
- (2) 今後のまちづくり方策等に係る審議

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる選出区分により、3人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関や地元関係者の代表者等

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任及び地区ごとの委員の重複を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、伊勢原市審議会等の公開に関する要綱（平成17年8月1日施行。以下「公開に関する要綱」という。）第2条に基づき、原則、公開とする。ただし、同条第1項各号に該当する場合は、同条第2項の規定に基づき、委員長は、会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。この場合、委員長が必要と認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

2 会議の公開に関し必要な事項は、公開に関する要綱の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市再生整備計画主管課において処理する。

(報償)

第9条 委員の報償の額は、伊勢原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年伊勢原市条例第21号）第1条第18号に規定する都市計画審議会委員に対する報酬の額を準用する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置等）

2 この告示の施行後又は任期満了後の最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成25年8月28日告示第135号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年9月26日告示第112号）

この告示は、公表の日から施行する。